

平成 19 年 5 月 30 日

各 位

会社名 住友石炭鉱業株式会社
代表者名 代表取締役社長 亀田 郁朗
コード番号 1503
東京、大阪、 各一部
問合せ先 取締役総務部長 谷口 信一
(TEL. 03-5733-9901)

自己株式（優先株式）の取得枠設定、資本金および資本準備金の額の減少並びに優先株式売買基本合意書締結に関するお知らせ

当社は、資本構成の再編を図るため、本日開催の取締役会において、当社の優先株式（第一回第三種優先株式：残存株数 15,114 千株）の取得枠設定並びに当該取得のために資本金および資本準備金の額の減少について、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

また、本日、当社は、優先株主である株式会社三井住友銀行との間で、第一回第三種優先株式について「優先株式売買基本合意書」を締結しましたので合わせてお知らせ致します。

記

I. 優先株式取得枠の設定について

1. 優先株式取得枠設定の目的

当社は、現在第一回第二種、第一回第三種優先株式（以下、「既存優先株式」といいます。）を発行しております。これらの既存優先株式は平成 18 年 6 月 29 日付「新株予約権の発行および優先株式売買基本合意書締結に関するお知らせ」でお知らせしました通り、将来普通株式に転換される可能性のある潜在普通株式であることから、その転換請求可能期間開始前に取得、消却することにより、将来の普通株式の希薄化の抑制と株主価値の向上を図ることを目的としております。この目的に基づき平成 19 年 3 月 20 日開催の臨時株主総会（以下、「臨時株主総会」といいます。）で承認を頂き、第一回および第二回新株予約権の行使により調達された資金を原資として、平成 19 年 3 月 23 日に第一回第三種優先株式の一部（20,600 千株）を取得、消却しました。

今回も同様に、残存する第一回第三種優先株式の全てを追加取得することと致します。またこの原資として、平成 18 年 7 月 7 日に発行した第二回新株予約権の行使により前回臨時株主総会基準日以降調達された資金を充当致します。

尚、平成 18 年 3 月 23 日および今回の第一回第三種優先株式の取得・消却並びに第一回および第二回新株予約権の行使による普通株式の希薄化縮減効果は約 20.8%となります。

(注) 希薄化縮減効果の説明

(1) 第一回第二種および第三種優先株式が当初転換価額の 60 円で転換された場合の普通株式数

既発行済普通株式総数(平成 18 年 6 月 29 日現在)	174, 194, 528 株
第一回第二種優先株式	41, 650, 000 株
第一回第三種優先株式	208, 331, 666 株
合 計	424, 176, 194 株--- A

(2) 第一回および第二回新株予約権行使により調達された原資で第一回第三種優先株式を全て取得した場合の普通株式数

既発行済普通株式総数(平成 18 年 6 月 29 日現在)	174, 194, 528 株
第一回第二種優先株式(60 円で転換された場合)	41, 650, 000 株
第一回新株予約権行使による普通株式増加数	19, 095, 900 株
第二回新株予約権行使による普通株式増加数	101, 139, 530 株
合 計	336, 079, 958 株--- B

(3) 希薄化縮減効果 (1 - B/A) %

約 20.8%

2. 優先株式取得枠設定についての付議の概要

(1) 取得する株式の種類および数

第一回第三種優先株式 15, 114 千株

(2) 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容およびその総額

金銭等の内容：金銭

総額： 6, 347, 880, 000 円 (1 株あたり 420 円)

(3) 株式を取得することができる期間

平成 19 年 7 月 9 日より平成 20 年 7 月 8 日

参考：第一回第三種優先株式の概要

発行総額		12,499,900,000円
当初発行株式総数		35,714千株
現在発行株式総数		15,114千株
発行価額		350円
議決権		無議決権型
配当の条件	配当額	平成18年度まで1株につき7円、平成19年度以降は1株につき14円 第一回第二種優先株式の配当に対して劣後
	累積条項	非累積型
	参加条項	非参加型
転換の条件	転換請求期間	平成19年9月12日～平成44年8月9日
	当初転換価額	60円
	転換価額の修正	平成20年10月1日以降平成43年10月1日までの毎年10月1日に転換価額を時価修正。下限転換価額は52円、上限転換価額は120円
	強制転換	会社法第170条の規定による転換効力発生日に時価にて転換
消却		随時買入消却可能

II. 資本金および資本準備金の額の減少

1. 資本金および資本準備金の額の減少の目的

上記 I の自己株式（優先株式）の取得を実際に行なうための必要な取得財源を生じさせるために、資本金および資本準備金の額の減少を行なうものであります。

2. 資本金の額の減少の概要

(1) 減少する資本金の額

当社の資本金は平成19年5月30日現在6,622,886,202円ですが、3,160,194,005円減少して、同額その他資本剰余金を増額させます。

(2) 資本金の額の減少がその効力を生ずる日

平成19年7月9日をもって、資本金の減少が効力を生ずる日となります。

(3) 本件に伴う発行済株式総数に変更はなく、本件減資は無償減資です。

(4) その他の必要事項については、取締役会に一任致します。

3. 資本準備金の額の減少の概要

(1) 減少する資本準備金の額

当社の資本準備金は平成19年5月30日現在3,187,685,995円ですが、3,187,685,995円減少して、同額その他資本剰余金を増加させます。

(2) 資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日

平成 19 年 7 月 9 日をもって、資本準備金の減少が効力を生ずる日となります。

(3) その他の必要事項については、取締役会に一任致します。

4. 資本金および資本準備金の減少に係る手続の日程

①取締役会決議日	平成 19 年 5 月 30 日
②債権者異議申述公告	平成 19 年 6 月 6 日 (予定)
③定時株主総会決議日	平成 19 年 6 月 28 日 (予定)
④債権者異議申述最終期日	平成 19 年 7 月 6 日 (予定)
⑤資本金および資本準備金減少の効力発生日	平成 19 年 7 月 9 日 (予定)
⑥優先株式取得、消却予定日	平成 19 年 7 月 9 日 (予定)

III. 優先株式売買基本合意書

当社は、本日開催した取締役会において、優先株主である株式会社三井住友銀行との間における優先株式売買基本合意書の締結を承認し、本日締結致しました。対象優先株式は、第一回第三種優先株式とし、買受株式数は第一回第三種優先株式 15,114 千株とします。買受金額は、一株当たり 420 円とします。買受日は、平成 19 年 7 月末までのいずれかの日とします。

以 上